

兵庫県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

第1 目的

就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関は、一定期間のカリキュラムを受講する必要があり、母子家庭の経済的自立に効果が高いものであるが、受講に際してその期間中の生活の不安から意欲はあってもそこで足踏みせざるを得ない状況にあることから、受講に際してその期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供することが必要である。また、父子家庭においても、所得の状況や、就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。

そこで、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

第2 給付金の種類

給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）

第3 実施主体

本事業の実施主体は、兵庫県（以下「県」という。）とする。

第4 対象者

訓練促進給付金の対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、県内（市部を除く。）に居住し、次の要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものとされる。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。
- (2) 就職を容易にするために必要な資格として知事が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

第5 対象資格

対象資格は、次のとおりとする。

- (1) 看護師（准看護師を含む。）

- (2) 保育士
 - (3) 介護福祉士
 - (4) 作業療法士
 - (5) 理学療法士
 - (6) 歯科衛生士
 - (7) 美容師
 - (8) 社会福祉士
 - (9) 製菓衛生師
 - (10) 調理師
- (11) その他、就職の際に有利となるものであって、かつ法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、知事が地域の実情に応じて定める資格。

第6 支給期間等

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給期間は、上記第5の対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が36月を超えるときは、36月）を超えない期間とする。（平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成27年度以前に修業を開始し（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。）、平成28年4月1日時点での修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間（その期間が36月を超えるときは、36月）を超えない期間としても差し支えない。）

イ 平成30年4月1日より、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算36月を超えない範囲で支給するものとする。

ウ 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

(2) 修了支援給付金

修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

第7 支給額等

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくする者を含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭

自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者、同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者（以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。）を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）月額10万円（平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円）

(1) (ア)に掲げる者以外の者 月額7万5百円

イ 訓練促進給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

(2) 修了支援給付金

ア 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円

(イ) (ア)に掲げる者以外の者 2万5千円

イ 修了支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

第8 事前相談の実施

- (1) 母子自立支援員は、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努める。
- (2) 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査する。
- (3) 本事業は、給付金の支給を行うことにより、生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にすることから、生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握する。なお、その際には、プライバシーに配慮することとする。
- (4) 平成28年1月20日以降に養成機関に入学又は卒業する者については、県並びに兵庫県社会福祉協議会が実施主体である「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の入学準備金及び就職準備金について紹介する。また、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得費等についても紹介する。
- (5) 准看護師の資格を取得するために、養成機関での修業を希望する者には、平成30年4月1日より、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、通算36月を越えない範囲で当該給付金の支給が可能である旨の説明を事前相談において行うこと。

第9 給付金の支給等

(1) 支給の申請

ア 給付金の支給を受けようとする者は、知事に対して、別紙様式1「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」（以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

イ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、「同意書」（別紙

様式3) を提出した場合は、下記(ア)bの所得の額の証明書及びcの納税証明書、(イ)bの所得の額の証明書及びeの納税証明書の提出を省略する。また、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。

(ア) 訓練促進給付金

- a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにできる書類（別紙様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- c 第7(1)ア(ア)に掲げる者にあっては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第7(1)ア(ア)に掲げる者に該当することを証明する書類（当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類）
- d 入校（入所）証明書等

支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

(イ) 修了支援給付金

- a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）
- b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数について市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにできる書類（別紙様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。）
- c 当該対象者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類
- d 対象者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）
- e 第7(2)ア(ア)に掲げる者にあっては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の

地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第7(2)ア(ア)に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）

また、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類）

f 当該カリキュラムの修了証明書の写し又は修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類

ウ 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(2) 支給の決定

県は、支給申請があった場合は、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

県は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対して通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、「高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書」（別紙様式4）により申請者に通知する。

第10 修業期間中の受給者の状況の確認等

(1) 修業期間中の在籍状況の確認

ア 県は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）に対し、原則毎月出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めることができる。

イ 県は、受給者に対し、アの他、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。

(2) 資格喪失の届出等

受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、本県に住所を有しなくなった（町から市への転出を含む。）こと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなった又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくする者を含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に、「高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届」（別紙様式5）を県に届け出なければならない。このため、事前相談や支給決定通知に際しては、対象者に対して、その旨周知するものとする。

第11 支給決定の取消

知事は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消し、遅滞なく、その旨、該当受給者に通知するものとする。

第12 訓練促進給付金の請求

知事は支給決定通知を行ったあと、当該対象者から提出される、「高等職業訓練促進給付金等請求書」（別紙様式6。以下「請求書」という。）により訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給する。

なお、訓練促進給付金を請求する時は、当該対象者は、毎月初めに、養成機関の発行する「出席状況に関する報告書」（別紙様式7）を添付して請求書を提出しなければならない。

附則

- (1) この要綱に定めるもののほかこの事業を実施するにあたり、必要なことは別に定める。
- (2) この要綱は、平成16年4月1日から適用する。
- (3) この要綱は、平成19年10月1日から適用する。
- (4) この要綱は、平成20年4月1日から適用する。
- (5) この要綱は、平成21年4月1日から適用する。
- (6) この要綱は、平成21年6月5日から適用する。
- (7) この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
- (8) この要綱は、平成24年8月1日から適用する。
- (9) この要綱は、平成25年4月1日から適用する。
- (10) この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- (11) この要綱は、平成26年10月1日から適用する。
- (12) この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- (13) この要綱は、平成28年1月1日から適用する。
- (14) この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- (15) この要綱は、平成29年4月1日から適用する。
- (16) この要綱は、平成29年7月18日から適用する。
- (17) この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
- (18) この要綱は、平成30年8月1日から適用する。
- (19) この要綱は、平成30年11月1日から適用する。

(表 面)

高別紙様式1

高等職業訓練促進給付金等支給申請書

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

申請者氏名 印

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

※いざれかに○をつけること

①氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	個人番号			
②住 所	(〒 -)		電話 () -	
③過去の受給の有無	過去に (高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金) を受けたことが (ある・ない)			
④本給付金と同時に利用する 給付金・貸付金について				
⑤養成機 関及び 修業内 容につ いて	養成機関名			
	住 所			電話 () -
	修業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	養成区分	昼間・夜間
	修業資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他 ()		
⑥希望する支払金融機 関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他		
	支店名	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義			
⑦児童扶養手当の受給 の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 健康福祉事務所 (担当者氏名) 印			
(備考)				

(注意)

- 「④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。
- 「⑦児童扶養手当の受給の証明」欄は、健康福祉事務所の児童扶養手当担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。
- 「⑦児童扶養手当の受給の証明」欄は兵庫県福祉事務所の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

(裏面)

⑧申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について			
1 氏名 (個人番号)	姓 フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (　　歳)
	個人番号		続柄
住 所	(〒 一)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当	
2 氏名 (個人番号)	姓 フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (　　歳)
	個人番号		続柄
住 所	(〒 一)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当	
3 氏名 (個人番号)	姓 フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (　　歳)
	個人番号		続柄
住 所	(〒 一)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当	
4 氏名 (個人番号)	姓 フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (　　歳)
	個人番号		続柄
住 所	(〒 一)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当	
5 氏名 (個人番号)	姓 フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (　　歳)
	個人番号		続柄
住 所	(〒 一)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当	
上記1～5に記載した者のうち、婚姻(※)によらないで母又は父となったもので、 現に婚姻(※)していないものがいる場合、該当する番号にレ点をしてください。 (※)民法（明治29年法律第89号）上の婚姻。		<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5	
(備考)			

・同一世帯に属する者に対する寡婦等のみなし適用の確認に必要な書類

- ① 対象者及びその者の子の戸籍謄本
- ② 対象者及びその者と生計を一にする子の所得証明書

高別紙様式2

平成 年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

兵庫県知事 様

住所

氏名

(印)

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日に
おいて年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	平成 年 月 日
	氏名					
	個人番号			住所（別居の場合）		
2	フリガナ		続柄		生年月日	平成 年 月 日
	氏名					
	個人番号			住所（別居の場合）		
3	フリガナ		続柄		生年月日	平成 年 月 日
	氏名					
	個人番号			住所（別居の場合）		
4	フリガナ		続柄		生年月日	平成 年 月 日
	氏名					
	個人番号			住所（別居の場合）		

【添付書類】

- 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が38万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

同意書

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

申請者氏名

印

下記の者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2号又は第3号（同法第31条の10において準用する場合を含む。）に基づく事務手続きを処理するために限って、給付金の算定基礎となる対象年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者 (申請者)	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居

- 1 同意する者が自ら署名を行ってください。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状を添付してください。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所記入は省略しても構いません。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載してください。

高別紙様式4

高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

兵庫県知事 印

さきに申請のあった（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）は、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

①養成機関名	
②修業資格	
③支給金額	円 (月額)
④高等職業訓練促進給付金の支給期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月 (月分)
(備考)	

(注意)

- 1 高等職業訓練促進給付金の支給を受けるためには、養成機関から発行される在籍証明書を、毎月初めに提出することが必要です。当該証明の提出がない場合、支給を停止する場合があります。
- 2 高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けるためには、養成機関から発行される修了証明書を提出することが必要です。当該証明の提出がない場合、支給を停止する場合があります。
- 3 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった場合、本県に住所を有しなくなった（町から県内の市への転出を含む。）場合、養成機関での修業を取りやめた場合等、受給資格がなくなったときは、速やかに届け出てください。

高別紙様式5

高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

氏名 印

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受ける資格がなくなったので届け出ます。

※いずれかに○をつけること

①支給決定番号			
②氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
③住 所	(〒 -)	電話 () -	
④理由発生年月日			
⑤受給資格がなくなった理由	<ul style="list-style-type: none">1 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったため2 兵庫県に住所を有しなくなった（郡部から市部への転出を含む。）ため3 養成機関での修業をやめたため4 その他（ ）		

高別紙様式6

高等職業訓練促進給付金等請求書

金

円也

ただし、
・高等職業訓練促進給付金 平成 年 月分
・高等職業訓練修了支援給付金
}として上記金額を請求します。
※いずれかに○をつけてください。

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

住所

氏名 印

高別紙様式7

出席状況に関する報告書（平成 年 月分）

① 氏名		フリガナ
② 住 所		〒
養成機関 及び修業 内容につ いて	③ 養成機関名	
	④ 住 所	〒 (電話)
	⑤ 修業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	⑥ 修業に係る資格	
	⑦ 要出席日数 平成 年 月分	日
⑧ 上記のうち出席日数	日	
上記のとおり、兵庫県高等職業訓練促進給付金等受給者の出席を証明します。		
平成 年 月 日		
養成機関 住 所 機関名 養成機関の長		印

(注意) 養成機関の長の証明印を受け、期日までに高等職業訓練促進給付金等請求書に添付して提出してください。提出がなければ、高等職業訓練促進給付金の支給が遅れことがあります。